

4 公の施設の管理（「指定管理者制度」）

（1）「指定管理者制度」とは

地方公共団体が、設置する「公の施設」の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときに、法人その他の団体に当該「公の施設」の管理を行わせる制度のことを言います（地方自治法 244 条の 2 第 3 項^{注1}）。この制度は、平成 15 年に創設された制度で、それ以前の管理委託制度と次の 3 点で異なります。

- ① 管理者が、地方公共団体出資の団体等に限らず、NPO を含む民間事業者や法人格を有しない団体（以下「民間事業者等」という。）に拡張された。
- ② 設置者が、管理者に「公の施設」の管理を委ねる行為が、契約によるのではなく、議会の議決を経て指定することとなった。
- ③ 「公の施設」の使用許可を、設置者ではなく管理者が行うこととなった。

（2）メリットとデメリット

ア メリット

- 施設の管理に、民間事業者等のノウハウを活用することで、利用者に対するサービスの向上が期待できます。
- 施設の管理に期間を定め、PDCA サイクルを明確にすることで、サービスの改善に生かすことができます。
- 指定管理者の選定手続きを公募とすることで、競争原理による管理コストの軽減を図ることができ、行政経費の削減が期待できます。

イ デメリット

- 短期間で指定管理者が交代した場合、ノウハウの蓄積を妨げるおそれがあります。
- 人件費の抑制などコスト削減の面のみが着目され、施設の運営経費が十分確保されていない場合は、利用者に対するサービスの低下や地域の雇用に影響を与えることも懸念されます。

（3）現状と課題

- 県の施設では、平成 20 年 8 月 1 日現在、35 施設で指定管理者が導入されています。その内、指定管理者として NPO が関わっている施設は 2 施設で、いずれも企業との特定共同企業体という方式をとっています。
- 県では、指定管理者制度移行後の成果や課題の検証等を行うため、外部有識者による「新潟県公共施設改革委員会」を開催し、募集・選定のあり方、適切な指定期間の長さ、県と指定管理者の役割などについて検討を行いました。

注 1 地方自治法第 244 条の 2 第 3 項…P82 第 4 章 参考資料 2 関係法令等 参照

(4) 留意点

- この制度を機能させるためには、まず施設の設置者側が当該施設の設置目的を明確にする必要があります。そうでないと、管理者側が的確な創意工夫を発揮することができません。
- この制度のメリットを十分に発揮させるためには、設置者が管理者に指定管理料を支払う場合でも、また、施設の利用料金を指定管理者の収入とする利用料金制度を採用する場合でも、指定管理者側が投資を行えるような試みが施設の設置者側にも管理者側にも求められます。このような試みにより、公共サービス分野の経済的拡大につながることを期待されます。
- NPOは資本力がないため、業務の継続が困難になるなど、何らかのトラブルが生じた際にも円滑に施設運営を行うことができる信用を確保する工夫が求められます。

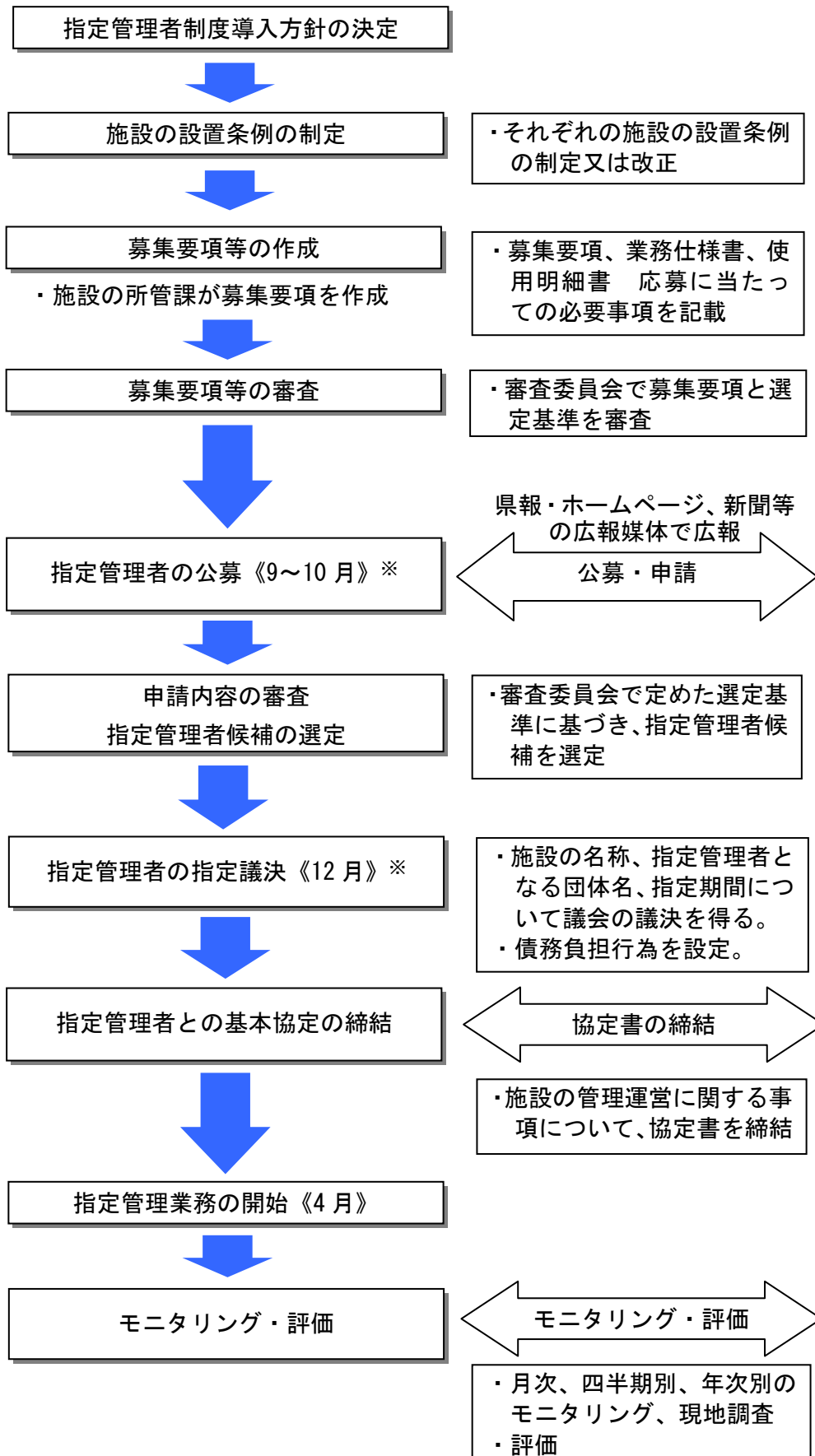
【参 考】

指定管理者制度と管理委託制度との比較

	管理委託制度	指定管理者制度
条 例 事 項	管理受託者	指定手続：申請、選定、事業計画の提出等 業務の範囲：施設・設備の維持管理、個別使用許可 管理基準：休館日、開館時間、使用制限の要件
管 理 者	1/2 以上の出資法人 公共団体、公共的団体	民間営利企業を含め制限なし 議会の議決を経て指定
管理の期間	定めなし	期間を定めて指定
事業報告書	規定なし	毎年度終了後事業報告
指 示 等	必要な指示のみ	必要な指示のほか 指定の取消、業務停止命令も可能
利用料金制	採用可能	採用可能
そ の 他	使用許可等行政的行為は不可	使用許可等も指定管理者で可能 (不服申立は知事が処理)

※指定管理者制度の運用について（平成 19 年 3 月 知事政策局新行政推進室）より作成。

(5) 事業実施フロー



公益法人・企業・NPO

※《月》12月議会で指定議決を行う場合の目安

事 例

<NPOが営利企業と特定共同企業体を構成し、指定管理者となった事例>

【旧日本銀行新潟支店長役宅（通称「砂丘館」）】

○施設概要 敷地面積約 1,700 m²、建物延床面積約 390 m²。昭和 8 年竣工で、戦前の日銀支店長宅として全国で現存している 2 例のうちの 1 例である。洋室をもつ近代和風の典型例として評価される一方、美観・地域振興の両面から周辺地域にとって価値があるとされています。

平成 11 年に新潟市が取得、翌 12 年から公開し、平成 17 年から指定管理者が管理しています。

○設置者 新潟市

○報酬支払制度 指定管理料制

○選定方法 公募

○指定管理者 (NPO)新潟絵屋＝(株)新潟ビルサービス特定共同企業体

○指定管理期間 平成 17 年 7 月－平成 20 年 3 月

平成 20 年 4 月－平成 25 年 3 月

○特 徴

- ①「新潟市歴史文化施設保存活用基本計画」（平成 15 年 11 月）が施設運営の方向性を「市民の多目的な芸術・文化活動のため」と明確にしていること。
- ②文化活動を行なう NPO 法人と施設の維持管理を本業とする株式会社から成る特定協働企業体が互いの専門分野の能力を発揮していること。
- ③自主事業の経費に、個人・企業・団体からの協賛金を宛てていること。